



薬食監麻発0427第1号

平成24年4月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして  
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

今般、医薬品が新たに承認されることに伴い、平成24年厚生労働省告示第350号により、  
薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして新たに医薬品の指定をするた  
め、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する  
医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号。以下「検定告示」という。）が別添のとおり一部  
改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知  
徹底及び指導に遺憾なきを期されたい。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局健康福祉部長、  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日  
本ワクチン産業協会理事長及び社団法人日本血液製剤協会理事長宛に当該通知の写しを送  
付したことを申し添える。

#### 記

##### 1. 改正要旨

不活化ポリオワクチン（ゾークワクチン）が承認されたことに伴い、当該医薬品を薬  
事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定し、その手数料、試験品  
の数量及び検定基準を定めたこと。

##### 2. 適用時期

公布日（平成24年4月27日）



### 3. 標準処理期間

不活化ポリオワクチン（ソークワクチン）の検定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間（以下単に「標準処理期間」という。）は、70日とすること。

なお、法第43条第1項の規定に基づき検定を要する医薬品の検定に係る標準処理期間については、「標準的事務処理期間の設定等について」（昭和60年10月1日薬発第960号 厚生省薬務局長通知）の別表に示されているところであるが、当該通知の別表に掲げる医薬品（既に検定告示から削除されたものを除く。）を含め、これまでに薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準処理期間を別紙のとおりまとめたので参考にされたい。

昭和24年4月27日

- 3.2 ウイルス浮遊液の試験
- 3.2.1 無菌試験
- 一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、当該試験に適合しなければならない。
- 3.2.2 マイコプラズマ否定試験
- 培地性能指標菌種の発育を確認した適当な平板培地及び液体培地を試験に用いる。2種類の平板培地を各10枚用意し、1枚当たり試料0.2mLを接種する。また、2種類の100mL入り液体培地を各6本用意し、1本当たり試料2.5mLを接種する。平板培地各5枚及び液体培地各4本を好気的条件下において36±1°Cで培養し、残りの平板培地各5枚及び液体培地各2本を窒素ガスに5~10vol%炭酸ガスを混合した嫌気的条件下において36±1°Cで培養する。平板培地は4日前培養し、液体培地は28日前培養する。液体培地については、培養開始から3日目、7日目、14日目及び21日目に1枚当たり培養液0.2mLを2種類の新たな平板培地各10枚に接種する。これらの平板培地の各6枚を好気的条件下、残りの各4枚を嫌気的条件下において36±1°Cで14日前以上培養する。全ての平板培地を観察するとき、マイコプラズマの増殖を認めなければならぬ。
- 3.2.3 同定試験
- I型、II型又はIII型のウイルスにそれぞれ特異的な抗ウイルス免疫血清を用い、検体中のウイルスの型を同定する。
- 3.3 単価ペルクの試験
- 検体は、少なくとも100回接種に相当する量を、不活性化期間の4分の3に相当する日及び最終日にそれぞれ採取する。その採取した検体について、混在する不活性化剤等の培養細胞に対する変性効果を除くため、適量な緩衝液を含む溶液等の十分な量を用いて透析したものと試料とする。
- 試料をアフリカミドリザル腎細胞又はこれと同等以上の感受性をもつて適量な培養細胞に接種し、21日前培養を観察する。この際、試料1mLにつきその腎細胞又は培養細胞3枚以上を用いる。この間、細胞変性を認めなければならぬ。
- 3.3.2 比抗原量試験（たん白質含量/D抗原量）
- 酵素免疫測定法等の適当な免疫学的方法によりD抗原量を測定する。また、ローリー法又はこれと同等の方針によりたん白質含量を測定する。D抗原量1DUIにつき、たん白質含量は50μg以下でなければならない。
- 3.4 混合ペルクの試験
- 3.4.1 無菌試験
- 一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、当該試験に適合しなければならぬ。
- 3.4.2 エンドトキシン試験
- 日本薬局方一般試験法のエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、50EU/mL以下でなければならない。
- 3.5 最終ペルクの試験
- 3.5.1 ホルムアルデヒド含量試験
- 一般試験法のホルムアルデヒド定量法を準用して試験するとき、0.004%以下でなければならない。
- 3.6 小分製品の試験
- 3.6.1 無菌試験
- 一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、当該試験に適合しなければならぬ。
- 3.6.2 pH試験
- 一般試験法のpH測定法を準用して試験するとき、6.8~7.5でなければならない。
- 3.6.3 エンドトキシン試験
- 日本薬局方一般試験法のエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、10EU/mL以下でなければならない。
- 3.6.4 たん白質含量試験
- ローリー法又はこれと同等の方法により試験するとき、20μg/mL以下でなければならない。
- 3.6.5 D抗原含量試験
- 3.6.6 表示確認試験
- 検体及び標準物質をそれぞれ希釈し、I型、II型又はIII型のD抗原量を測定する。
- 3.6.7 判定
- 1回接種量(0.5mL)当たりのD抗原量は、承認された判定基準に適合しなければならない。
- 3.6.8 血清学的試験
- 血清学的方法により行う。
- 4 対法及び有効期間
- 対法は、2~8°Cとする。
- 有効期間は、承認時に定められた期間とする。
- 國生赤穂乳業株式会社(昭和19年4月17日) 第1条第九項の規定に據りて、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品(昭和十五年厚生労働省告示第11百九號)の一部を次のとおり定める。
- 平成二十一年四月十七日  
厚生労働大臣 小向正洋  
元表第1の1-2(2)を除く(166から66まで)(166から66まで)(166から66まで)(166から66まで)の次に次のよう記入する。  
(165). 不活性化ポリオワクチン(ソーカワクチン)
- 國生赤穂乳業株式会社(昭和二十九年農林省令第十四回十四号) 第四十九条第一項、農事法施行令(昭和二十九年農林省令第十一号)第五十八条及び第六十条並びに農事法施行規則(昭和二十九年厚生省令第一号)第四十九条第一項の規定に基いて、農事法第四十一条(同第一項の規定に基いて検定をするものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(昭和三十八年厚生省告示第1百七十九号)の一部を次のとおり改定する。  
平成二十四年四月十七日  
厚生労働大臣 小西三洋子  
の生物的製剤の表示口述表示の内に次の如きがある。  
不活性化ポリオワクチン  
シングルワクチン  
1,274,400円  
内容量が0.5mLであるとき。  
20本  
○不活性化ポリオワクチン(ソーカワクチン)の表示の3.6.5に規定する試験法によるものとする。
- 農林水産省告示第104号十八章  
農林物質の規格化及び品質表示の適用化に認する法律施行規則(昭和二十九年農林省令第六十一号)  
第一十九条第一項(同令第五十五条並びに用する場合を除く)に規定に基づき、有機農産物及び  
有機肥料(認可又は認定の上陸のみを認めたものに限る)にかかる出荷行総管理者及び外國生産行  
程管理者の認定の技術的基準(平成十七年十一月十五日農林水産省告示第十八百三十号)の一部を次  
のとおり改定する。
- 平成二十四年四月十七日  
農林水産大臣 鹿野道彦  
地方農政局の地域や、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域や、内閣府外務省  
(改訂) が、実験による認定書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び  
地方農政局の地域や、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域や、内閣府外務省

(別紙) 医薬品の検定に係る標準処理期間

製剤	標準処理期間(日)	
インフルエンザワクチン	60	
インフルエンザHAワクチン	80	
沈降インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	35
	最終段階	35
乳濁A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)	35	
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)	35	
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン	100	
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチ ン	中間段階	120
	最終段階	60
ガスえそウマ抗毒素(ガスえそ抗毒素)	70	
乾燥ガスえそウマ抗毒素(乾燥ガスえそ抗毒素)	70	
不活化狂犬病ワクチン	70	
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	80	
コレラワクチン	60	
乾燥ジフテリアウマ抗毒素(乾燥ジフテリア抗毒 素)	70	
ジフテリアトキソイド	70	
沈降ジフテリアトキソイド	70	
成人用沈降ジフテリアトキソイド	70	
ジフテリア破傷風混合トキソイド	70	
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	70	
水痘抗原	40	
乾燥弱毒生水痘ワクチン	60	
腸チフスパラチフス混合ワクチン	60	
精製ツバルクリン(一般診断用)	80	
痘そうワクチン(痘苗)	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥痘そうワクチン(乾燥痘 苗)	中間段階	60
	最終段階	60
組織培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60

製剤		標準処理期間(日)
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
日本脳炎ワクチン		80
乾燥日本脳炎ワクチン		80
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン		80
肺炎球菌ワクチン		60
沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異ジフテリア毒素結合体)		60
破傷風トキソイド		70
沈降破傷風トキソイド		70
乾燥はぶウマ抗毒素(乾燥はぶ抗毒素)		70
沈降はぶトキソイド		50
沈降B型肝炎ワクチン		80
沈降B型肝炎ワクチン(h u G K ~ 1 4 細胞由来)		80
組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)		80
組換え沈降B型肝炎ワクチン(チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来)		80
組換え沈降p r e - S 2 抗原・HBs抗原含有B型肝炎ワクチン(酵母由来)		80
乾燥BCG膀胱内用(コンノート株)		80
乾燥BCG膀胱内用(日本株)		80
乾燥BCGワクチン		80
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(イラクサギンウワバ細胞由来)		80
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来)		80
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン		70
百日せきワクチン		100
沈降精製百日せきワクチン		100
百日せきジフテリア混合ワクチン	中間段階	100
	最終段階	100
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン	中間段階	100
	最終段階	100

製剤	標準処理期間（日）	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン に使用するジフテリアトキソイド原液 (中間段階)		40
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン に使用する破傷風トキソイド原液 (中間段階)		60
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン (最終段階)		130
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥ヘモフィルス b 型ワクチン (破傷風トキソイド結合体)		60
発しんチフスワクチン		70
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 (乾燥ボツリヌス抗毒素)		70
経口生ポリオワクチン	中間段階	160
	最終段階	70
不活性化ポリオワクチン (ソークワクチン)		70
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥まむしウマ抗毒素 (乾燥まむし抗毒素)		70
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン		70
ワイル病秋やみ混合ワクチン		70
加熱人血漿たん白		50
人血清アルブミン		50
乾燥人フィブリノゲン		50
乾燥濃縮人血液凝固第VII因子		50
人免疫グロブリン		60
アルキル化人免疫グロブリン		60
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン		60

製剤	標準処理期間（日）
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	60
pH 4 処理酸性人免疫グロブリン	60
乾燥pH 4 処理人免疫グロブリン	60
乾燥プラスミン処理人免疫グロブリン	60
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
抗HBs 人免疫グロブリン	60
乾燥抗HBs 人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗HBs 人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs 人免疫グロブリン	60
抗D (Rh o) 人免疫グロブリン	50
乾燥抗D (Rh o) 人免疫グロブリン	50
抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥濃縮人アンチトロンビンIII	60
人アブトグロビン	60

（備考）再拔取り、再試験に要する期間を含まない。